

◆◇ 高卒求人申込み時の留意事項 ◇◇

○令和8年3月（令和7年度）新規高等学校卒業者の就職・採用活動は以下のスケジュールに沿って行ってください。

新規高等学校卒業者の就職・採用活動に関するスケジュール	
求人の受付開始	令和7年6月1日以降
求人票の返戻 学校への求人申込み開始	令和7年7月1日以降
学校による推薦開始	令和7年9月5日以降
企業による採用選考開始	令和7年9月16日以降
就業開始期日	卒業式後

- 原則、求人申込み後に求人取消・求人数の削減はできません。**
- 求人取消は、以下の場合に限り可能です。
- ① 募集した求人数以上の採用内定をした場合
 - ② 求人票記載の受付期間が経過した場合
- ※ **①② 以外の理由で求人を取り下げを希望する場合は、必ず公共職業安定所へご相談ください。**
- 高卒求人の募集人員は大卒等求人や一般求人の募集人員と併用することはできません。
それぞれの採用枠を確保したうえで求人申込みをお願いします。

- 求人の有効期間は令和8年6月末までとなります。
有効期間よりも前に募集終了を考えられている場合は、
求人申込時に受付期間を設定するようにお願いします。
- 学校には**公共職業安定所の確認印のある求人票を提出してください。**マイページから印刷した確認印のない求人票を学校へ持ち込まないようにしてください。
- 当初の労働条件を安易に変更することは不適切です。**
変更を行わざるを得ない場合には、内定までに書面による明示を行わなければなりません。
- 高卒求人の充足状況は「学卒求人状況連絡票」により採用
選考の都度または令和7年9月30日までに公共職業安定所までご連絡ください。
充足状況については、就職未内定者への支援等のため、必要に応じて学校等へ情報提供します。
- 採用内定取消は、職業生活への円滑な移行の妨げとなりますので、絶対に行わないでください！**
- 職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、
求人票に以下の3点の明示が必要になります。
 - ①従事すべき業務の変更の範囲
 - ②就業場所の変更の範囲
 - ③有期労働契約を更新する場合の基準

ハローワーク米子 学卒係
(米子公共職業安定所)
〒683-0043
米子市末広町311
イオン米子駅前店4階
TEL: 0859-33-3911

ハローワーク根雨 学卒担当
(米子公共職業安定所 根雨出張所)
〒689-4503
日野郡日野町大字根雨349-1
TEL: 0859-72-0065